

# 市民文教委員会会議録

平成26年5月26日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:45

## 【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について
2. 生活環境について

## 【 報告事項 】

1. 工事請負変更契約について (教育総務課)

---

### 委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

### 学校施設整備推進室主幹

おはようございます。学校の再編につきまして、幸袋中学校区小中一貫校につきましては、昨年10月から実施しております基本設計業務がほぼ完了しております。また、穂波東中学校区小中一貫校につきましては、実施設計が完了しておりますので報告いたします。

本日配付させていただいております資料につきましては、右下にページ番号を記載しておりますが、1ページから6ページには、幸袋中学校区小中一貫校の基本設計図面を、7ページから14ページには、穂波東中学校区小中一貫校の実施設計図面を掲載しております。

1ページをご覧ください。幸袋中学校区小中一貫校の配置計画を掲載しております。土地の利用につきましては、現在の幸袋小学校、中学校の敷地を活用し建設いたします。右側から、南側となりますが、メイングラウンド、新設校舎、サブグラウンドとして配置しております。造成の計画につきましては、図面の下に敷地断面図を掲載しておりますが、基本設計におきましては、小学校敷地の一部や新校舎の下の掘削など、切土盛土を最小限に抑える計画としております。排水の対策につきましては、メイングラウンドに調整池機能を持たせ、敷地周辺地域への負担を軽減する計画としております。

道路計画につきましては、配置図の右側に正門と記載しておりますが、新たに道路を建設し、学校敷地南側の市道幸袋・菰田線から学校へ進入出来るよう計画しております。また、現在も利用しております学校敷地周辺道路からの進入は、現在の子ども園駐車場からの進入を除き開校後も進入出来る計画としております。

工事工程につきましては、まず本年7月から校舎建設敷地を確保するため、小学校のプール及び校舎の一部を解体し、来年1月から新校舎の建設に取り掛かり、平成28年2月に校舎を完成させ4月から開校させることとしております。開校の平成28年度には、メイングラウンド、サブグラウンド、新設道路等の工事を行い、平成29年度には全ての工事を完了させる運びです。

続きまして、平面計画でございますが、資料の2ページをご覧ください。地下一階としておりますが、中央に児童生徒の昇降口、上方に、東側ですが特別支援教室、下方に事務室、保健室を配置しております。

3ページをご覧ください。1階平面図となります。上から小学1、2年生の普通教室、職員室、児童センターを配置しております。また、階段ホール、屋外ホールを設けております。

なお、児童センターにつきましては、集会室を3つ、遊戯室、スタッフ室等としております。

4ページをご覧ください。2階平面図となります。小学3年生から7と記載しておりますが、

中学1年生までの普通教室並びに図書室、ランチルーム、給食調理場を設けております。また、北側に武道場、アリーナ（小）、バスケットコート2面のアリーナ（大）の屋内運動場を設けております。

5ページをご覧ください。3階平面図となります。中学2年生、3年生の普通教室及び特別教室としまして上からパソコン室、家庭科室、調理室、理科室、図工室を設けております。

6ページをご覧ください。4階平面図となります。特別教室としまして上から被服室、音楽室、パソコン室、美術室、技術室を設けております。また、屋内運動場の上にプールを設けております。

幸袋中学校区小中一貫校の基本設計についてご説明いたしましたが、現在、契約業者であります株式会社山下設計と引き続き実施設計の業務を行っているところでございます。

続きまして、穂波東中学校区小中一貫校でございますが、建築工事につきましては株式会社日総建九州事務所、造成工事におきましては中電技術コンサルタント株式会社九州営業所におきまして、どちらも実施設計業務が完了しております。

資料の7ページをご覧ください。敷地南西方向からのパース図を掲載しております。8ページには配置図を掲載しております。図面の右側が現在の平恒小学校校舎、その右上に新しい体育館、左側が現在のグラウンド敷地に新たな校舎としまして管理棟、教室棟、給食調理棟、プール棟を配置し、右上には一部の表示となっておりますがグラウンド敷地としているものです。

9ページから11ページには新設校舎の各階平面図を、12ページから14ページには既存校舎及び新設の体育館の各階平面図を掲載しております。

造成計画につきましては、学校が地域の避難施設となることから、基本計画どおり、浸水対策として、新設校舎の敷地並びに校舎のフロアレベルを嵩上げすることとしております。これに合わせ、既存校舎も校舎周り、またはフロアレベルを大規模改修に合わせ嵩上げすることとしております。グラウンドの計画地につきましては、現状の高さと同程度となりますが、調整池機能を持たせ造成することとしております。この開発区域における排水対策につきましては、開発の伴う周辺地域への影響を避けるため、開発区域内において調整し、直接碓川に放流することとしております。

道路計画につきましては、図面左西側の新設校舎の敷地部分に隣接している市道と図面下南側市道は現状5メートルから歩道込7メートル程度であるものを、歩道3.5メートル、車道6.5メートル、計10メートルの道路に拡幅整備することとしております。

なお、今後につきましては、7月から北側のグラウンド造成工事に入り、今年中にグラウンドを完成させ、来年1月から新校舎の建築に取り掛かり、平成28年2月に新校舎を完成させ、この時点で平恒小学校の生徒を移転させます。平成28年度に既存校舎の大規模改造工事、及び新設体育館の建築を行い、平成29年4月から穂波東中学校区小中一貫校を開校する計画としております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をすることと、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活環境について」を議題といたします。

「目尾団地下及びツキアゲ谷ごみ埋立地に係る環境調査結果（最終報告）について」、執行部

の説明を求めます。

環境対策課長

目尾団地下及びツキアゲ谷ごみ埋立地に係る環境調査結果（最終報告）についてご説明いたします。当該埋立地の環境調査につきましては、主な調査を昨年11月までにおこない、その結果を本年1月31日の本委員会で中間報告として説明していましたが、今回、予定した調査が全て完了しましたので、中間報告以降に調査しました埋立地周辺地下水の第2回及び第3回の調査結果、埋立地内部のメタンガス等の調査結果、及び今後の予定等についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料をお願いします。資料の1ページの調査箇所図及び2ページの埋立地内部の埋設物と地下水の調査結果を添付しておりますが、前回報告以降の調査はありませんので前回と同じものを添付しております。内容の説明は省略させていただきます。なお、2ページ左側に記載しております埋設物の分析結果及び右側に記載しております埋立地内部の地下水（浸出水）でふっ素とほう素が一部高いことに関しまして、前回の委員会で委員から健康被害についてご質問がありました件につきましては、日本水道協会の水質基準に関する資料等により調査した結果、ほう素の人への健康被害としては、胃腸障害、皮膚の湿疹、虫垂神経障害などが上げられ、また、ふっ素は、虫歯予防にも使われ自然界に広く分布する物質ですが、大量摂取による健康被害としては、出血性胃炎、肝臓・心筋障害などが上げられております。発がん性につきましては、マウス等の動物実験ではほう素及びふっ素とも認められないとされております。

資料の3ページをお願いします。周辺地下水への汚染調査といたしまして、目尾団地下旧処分場の上流側1箇所及び下流側2箇所、また、ツキアゲ谷旧処分場の下流側1箇所の計4箇所に設置した調査用井戸から1月と3月に採水し分析した結果を今回記載しております。分析結果と致しましては、前回報告の11月の調査結果と同じく、全ての項目において地下水の基準値をクリアしており、周辺地下水への影響は現時点ではほとんどないものと考えております。

なお、ダイオキシン類につきましては、年1回の調査としておりますので今回の調査には含まれておりません。

資料の4ページをお願いします。目尾団地下旧処分場のボーリング孔5箇所を利用して、内部のメタンガス及び二酸化炭素の濃度を測定した結果、2箇所、資料1枚目の箇所図のG1とG5から比較的高い濃度のメタンが検出されております。目尾団地下旧処分場は、昭和56年3月に埋立てを終了し既に30年余り経過しておりますが、今回初めてごみ底まで掘削したため、地下に残留するガスが湧出しているとも考えられますが、メタン濃度が高いため濃度のほかに発生ガスの湧出量を含めまして、今年度も調査を行うことで現在準備を進めております。

なお、調査の全体評価といたしましては、埋立地内部については、ガラスや陶器類などの不燃ごみから溶出したと見られるふっ素とほう素が土壌基準や排水基準を上回りましたが、そのほかは基準値をクリアしていること、また、周辺地下水が環境基準をクリアしていることから、現状における環境上の問題は特にないものと考えておりますが、埋立地のメタン濃度が高いことにつきましては、今後の調査結果しだいでは、ガス抜き管の設置などを検討する必要があると考えております。

なお、周辺地下水の調査については、ダイオキシン類を含め今後も調査を継続し、周辺環境の監視に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

すいません。今の報告のほうで、ふっ素とほう素が有害な物質ということで、報告があったんですけども、基準以上ということで、今後も引き続き、その経緯のほうを見ていかれるということですけども、その部分、具体的な対策とかは考えないんですか。

環境対策課長

今のご質問の件につきましては、ふっ素とほう素が基準値、これは埋立物につきましては、基準値がございませんけど、一般の土壌に比べてどの程度かということと、内部の地下水につきましては、工場などで汚水処理した後、河川等に流すときの排水基準、これと比べて、ほう素化合物が若干高いということがございます。ただ、この健康被害につきましては、周辺地下水に関しましては、全くほう素、ふっ素とも問題ございませんので、基本的に内部の水を長期間飲むとか、その埋設物を体に取り込むなどのことがない限り、特に健康被害は発生しないと考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

次に、「ごみ処理施設火災事故及びごみの出し方に関する啓発について」、執行部の説明を求めます。

環境対策課長

ごみ処理施設火災事故及びごみの出し方に関する啓発についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料の1ページをお願いします。本件につきましては、本年4月9日の14時30分頃、本市の穂波地区及び筑穂地区と、桂川町の一般廃棄物を処理しております、飯塚市・桂川町衛生施設組合の桂苑リサイクル施設内で火災が発生しましたが、幸い作業員の発見が早く大火にはいたっておりません。

施設組合からの報告によりますと、火災の発生箇所は、資料の2ページに図面、3ページに写真を添付しておりますが粗大ごみ・不燃ごみの処理を行なうラインで、破砕機を通らない小さなものを直接排出コンベアに落とすシューターの下部付近で発生しており、また、出火原因につきましては、消防の放水活動等により火元の痕跡がないことから特定は困難となっておりますが、想定される原因としてはボタン電池の発火、または卓上ガスコンロ等の点火装置の火花が、何らかの理由で可燃性のものに引火したことが考えられるとの説明でございます。

被害状況といたしましては、幸い、けが人などはなく、施設への被害としては熱による塗装の剥離、金属の変形等が見受けられ、被害見積りは約450万円となっております。また、火災による処理作業への影響はなく、翌日の消防による現場検証ののち10日から運転を再開しているとのことでございます。

なお、再発防止策と致しましては、破砕する際の火花により火災が発生する恐れがあるため破砕機には監視カメラやスプリンクラーを設置されておりますが、今回の火災は破砕機以外の場所で発生しており、現在監視カメラや熱感知器の設置について検討しているとのことでございます。

今回の火災事故を踏まえまして、飯塚市といたしましても過去にもパッカー車が燃えるなどの事故もありましたので、桂川町とも連携し今回の火災事故及び啓発として電池類や暖房器具に残る灯油、スプレー缶等のガスなどが、収集運搬や処理作業で火災の原因になることを6月の市報に掲載し、分別の徹底と合わせまして安全な処理作業への市民の理解と協力を求めたいと考えております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

次に、「大牟田リサイクル発電事業延長問題について」、執行部の説明を求めます。

環境対策課長

大牟田リサイクル発電事業延長問題についてご説明いたします。

本年3月12日に開催されました本委員会で、委員からご指摘のありました、ふくおか県中央環境施設組合の大牟田リサイクル発電事業の延長問題に関して、本年2月4日の新聞報道の内容について、ご説明いたします。内容につきましては、2月3日に開催されました大牟田リサイクル発電事業運営協議会での決議内容について掲載されたもので、大牟田リサイクル発電事業参加の22市町村のうち熊本県内の7市町村が事業延長を離脱することを明らかにし、福岡県内の13市町及び熊本県内の1市が事業の継続に合意したことが掲載されております。

お手元に配布しております資料の1ページをお願いいたします。この資料は、現在の大牟田リサイクル発電事業への参加状況を、ふくおか県中央環境施設組合の事務局と協議し作成したものでございます。左側に、大牟田リサイクル発電株式会社と契約しRDFの処理を委託しています、二重まるのついた7団体、内訳は一部事務組合6団体、菊池市です。その右側に一部事務組合の構成団体を記載しております。

なお、上段の須恵町外二ヶ町清掃施設組合につきましては、須恵町、粕屋町、篠栗町を構成団体としておりますが、当該組合にごみ処理を委託しリサイクル発電事業に参加している団体として、宇美町と志免町を備考欄に記載しております。

また、中ほどにかっこ書きで記載しております築上町については、リサイクル発電事業には参加しておらず、一時的に処理をリサイクル発電株式会社に委託している団体でございます。

参加団体の22市町村の内訳といたしましては、施設組合の構成団体18市町村、宇美町・志免町の委託団体2町、単独の築上町・菊池市の1市1町となっております。今回、離脱を明らかにした熊本県内の7市町村につきましては、網掛けをしておりますが、阿蘇広域行政事務組合の構成団体の1市3町2村及び菊池市で、本年2月3日に開催されました大牟田リサイクル発電事業運営協議会で提案された平成34年度まで5年延長の事業計画（案）に合意せず離脱することを明らかにされたとしております。福岡県内の5つの一部事務組合、福岡県内13市町と熊本県内の荒尾市の14団体につきましては、事業延長に対し、ふくおか県中央環境施設組合を含むいくつかの組合が反対の意向を示しましたが、延長期間の5年、処理単価の引下げ、また、事業終息に関して、いろいろと運営協議会で種々検討された結果、今回の合意に至ったとのことでございます。

なお、近年の大牟田リサイクル発電事業の概要に関する参考資料を2ページ以降に資料を添付しております。今後、組合議会での審議も予定されておりますので説明等は控えさせていただきます。現在の契約書の契約期間につきましては、今後の延長問題にも関わりがございますので要点のみご説明いたします。

資料の8ページをお願いします。この資料は、現在の契約書の参加団体に関係する主な項目を抜粋しまとめたものですが、下段の第30条の契約期間については、契約期間は事業期間の末日まで、これまでの平成30年3月31日となっており、契約期間末日の3年前、つまり平成27年3月31日までに契約期間を更新しないと文書を通じない限り、事業延長された場合、1年ごと自動的に延長されることになっております。組合事務局の説明では、契約延長には予算措置として債務負担行為が必要となりますので、契約延長に関する組合議会の審議として債務負担行為の予算措置を今年度中に予定しているとのことでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

その他全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

江口委員

1点だけ、バイオコークス関連の件で、実証実験について検討するという返答が、以前行われていたかと思っております。その点についてどのように検討がなされたのか、お聞かせください。

環境施設課長

1月31日の所管委員会のときに、実施する方向で検討するというごさございました。今現在、3点ほど実施する方法を検討しております。まず1点目につきましては、ごみピットに直接バイオコークスを入れる方法、それから、2点目につきましては、一番上の最上階のほうにコンベアで入れる方法、それからもう1点につきましては、副資材のラインを検討する方法ということで、現在具体的な方法につきましては、実施する方向で検討している状況でございます。

江口委員

その検討は、今後、どのような形で動いていくのか。また、ずっと時間がかかってもしようがないんですが、その時期についてはどのようにお考えですか。

環境施設課長

時期につきましては、次回の委員会のときには具体的にどういう形ですかという報告につきましては、できるのではないかとこのように考えております。

江口委員

ということは、6月中ないし7月の前半には報告をいただけるということですか。

環境施設課長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

教育総務課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

別添資料、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。学校整備工事につきましては、年次計画に基づき計画的に実施しておりますが、平成25年度工事のうち、飯塚市立小中一貫校 額田校、グランド大建設工事及びプール棟建設工事、2件の工事につきまして、変更契約を行い、対応しました。グランド大建設工事につきましては、転石の多数点在による破碎機械の導入、処理に係る経費及び防音シートの設置の増額による請負金額の変更でございます。プール棟建設工事につきましては、関連工事の工事内容の変更の影響等によりプールの現場据え付け時期が遅れることとなり、工期の1カ月延長を行い、併せて消費税率改定に伴う請負代金の変更を行ったものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

上野委員

穎田校のグラウンドとプール、非常にいいものをつくっていただきまして、きのう無事に運動会が行われました。ありがとうございます。ただ、今回のこの変更なんですけど、まず1つ目、土木工事のグラウンド建設工事にあたっては、変更金額が契約金額の1割以上の増額になっております。内容については、防音シートと転石が多数点在したための処理に係る増工となっておりますが、それぞれ金額としてどの程度なのか、教えていただけますか。

委員長

すぐ出ます。

教育総務課長

今回の契約変更の額としましては、総額で597万4500円ということでございますが、すいません、手元に詳細な資料は持ちあわせておりませんが、防音シートにつきまして、約100万ちょっとだったと思います。ほとんどが当初想定外のグラウンド整備における転石等の埋設が多数ございましたので、その関係というふうに聞いております。

上野委員

まず、防音シートですけど、ほこりと音を学校の授業等に影響のない、少なくなるようにということだと思っておりますが、小中一貫校は初めてのことでございますけど、大きな工事の際には、近くに学校なり施設なりがあれば、こういうシートの設置はもともとですね、設計段階より入り込まれるべきではないかと思っておりますが、そのあたりはどうですか。

教育総務課長

今委員ご指摘のとおり、工事の実施に関しましては、地域住民の方とさまざまな協議を行い、安全かつご迷惑のかからないような形で対応してるところでございますが、このグラウンドにつきましては、ご存知のとおり、グラウンドと民家が、当初かなり距離があるということで、必要ないのではないかというふうに設計しておりましたが、先ほど申しましたように、かなり転石等の破碎等で地域のほうにも影響があるということで、増額の変更をさせていただいたところでございます。

上野委員

穎田については、工事箇所と民家の距離があったので、当初は要らなかったんだけど、転石がたくさん出てきて、その破碎にあたってほこりがたくさん出るので設置をされたと言うようなご説明と伺ってよろしいですか。

教育総務課長

先ほど申しました要因もございまして、グラウンドが、当初先ほど申しました予定はしておりませんでしたけど、かなり風の強いときに粉じん等が舞い上がるというご指摘がございましたので、契約変更の折にあわせて、防じんシートも対応させていただいたところでございます。

上野委員

グラウンドから転石が多数点在したためということですが、たしかグラウンドと同じ敷地、同じというか、すぐ隣の敷地については先に工事が行われて、駐輪場、また駐車場の整備がグラウンドよりも先に出来上がっていますよね。その際に、あそこは浸水対策のために、下をですね、地下を掘って、水が流れるようにしていただいている経緯があるんですね。その際にもたくさん転石が出てきておるかと思うんですが、そういったことはこの工事発注の際には、考慮をされなかったんでしょうか。

教育総務課長

今ご指摘のグラウンドに関しましては、設計時には申しわけございませんが、想定をしておりませんでした。

上野委員

先に工事が終わった箇所の状況を考慮する時間があったかどうか、発注するまでにですね。それはもうここじゃ、おわかりにならないんでしょうからお聞きはしませんが、ただ昨年も私申し上げたと思うんですが、この工事の変更額が現契約の1割を超えとかいうのをこういうふうな簡単にですね、簡単ではないかもしれませんが、もう少し責任の所在であるとか、再発防止策であるとかというのをきちりと制度化していただきますように、昨年もお願いを申し上げたと思うんですが、それからここまで何かつくられるなり、検討なりをされたのでしょうか。

教育総務課長

変更契約の件数等が多いというご指摘は、昨年からお受けしているところでございますが、当初、想定できる部分につきましては、当然、当初設計の中に算入するような形でしております。そして必要に応じて実施の中で、当初必要だったと思われるのが必要ない部分とか、逆に今回のような必要な部分等については相殺等ができる限りしながら、契約変更等につきましても、できる限りしないような形で都市建設部とも協議をしておりますが、今回のように突発的な分につきましては、申しわけございませんが変更契約ということで対応させていただいているところでございます。

上野委員

意見だけ申し述べさせてもらいますが、本当に必要な部分は、逆に業者さんに押しつけるんじゃないで小さな額でも変更は、やむを得ずやっていただきたいと思うんですが、突発的なことと、本当に想定できなかったものなのかというような、そういう検証はしっかりやっていただいてもらわないと、責任の所在が明らかになくなってくと同時に、大きな建設工事、これから出てくると思うんですけれども、いま契約のほうでも最低入札価格のくじ引きがほとんどになっていますが、最低でとって、あとから増工してもらえばいいんじゃないかという考えが横行しても困りますので、行政としてきちんと対応できるような制度づくりをお願いをしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永末委員

1点だけお願いします。2番のほうの小中一貫校頼田校の建設工事のほうなんですけど、これの増額分というのが消費税分の増額になっているかと思うんですけど、当初、現契約の工期は、26年3月31日までで、1カ月延びて4月30日までとなったことによって、この消費税分が増額になっているかと思うんですけど、原因としては下の注書きのほうの2番の前段のほうに書いてありますけど、関連工事の工法変更の影響等により、現場据え付け時期が遅延する事態となったと書いてありますけど、これは、施工業者さん側なのか、それともこちら側の理由によるものなのか、詳細をお願いします。

教育総務課長

プール棟の建設工事につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、関連工事、具体的にはグランド小建設工事の工事でございます。旧頼田小学校の一番上のサブグランドの工事でございますが、この工事ののり面の工事につきまして、施工内容を変える必要がございましたので、この頼田小中一貫校の工事につきましては、平成25年度におきましても12の関連の工事を効率的に実施していたわけでございますが、先ほどののり面工事の影響で、のり下にプールを設置するような形で、現在、竣工しておりますが、その据え付けの搬入が遅れたということで、1カ月工事の延期をさせていただいたところでございます。

永末委員

上のグランド小、サブグランドののり面工事の部分の工法変更の影響によって、その下につくられているプールに期間延長の影響がでてしまって、1カ月延びたことによってこれだけの

増額を負担しなくちゃいけない状況が生じたということでしょうか。

教育総務課長

そのとおりでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

今の件なんですけれども、そういった場合、その損害というのは市だけが負担するわけですか。それとも先方の関連する工事を行った業者さんに、その部分に対して、きちんとやってくれないからこうなった。だから、その分については当然のことながら支払いを求めるといふ形になるのでしょうか。

教育総務課長

今回の工事につきましては、業者等の瑕疵等はないということで、市のほうの負担ということで対応しております。

江口委員

業者の瑕疵がないということは、市側のミスということですか。

教育総務課長

ミスといえますか、先ほど申しましたのり面の工事につきまして、契約変更をせざるを得ないような状況になりましたので、契約変更を市のほうですということを決断させていただいたところでございます。

江口委員

契約変更が生じるのは、先方さんが悪いのか、市側が悪いのかという話ですよね。先方さん、業者の方には、求償しないということは、市側のミスであったというふうなことだと思っておりますが、それとも違う理由があるんですか。

教育総務課長

先ほど申しましたように、のり面の施工のやり方が、当初の予定では対応できないということが判明しましたので、ミスということではないと思いますが、契約変更をせざるを得なかったという結果に基づいた契約変更でございます。

江口委員

そこら辺、きちんとチェックをしていただかないと、この契約変更で、236万円のお金が出ていくわけですよね。ないと思うじゃ困るわけですよね。確認した上できちんと対処をしてください。よろしいですか。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。